

遺族支援保険などに  
ご加入のみなさまへ

# 退職後も引き続き加入できる保険商品のご案内

在職時と同様に健康告知をすることなく団体保険扱いで、**退職後も引き続き継続できます!**  
不測の事態(死亡や疾病)に備え、引き続きご継続ください

●「遺族支援保険」又は「遺族支援プラス75」に退職日直前まで加入し、「遺族支援継続給付」・「医療保険」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」にも加入されている方は、これらの保険について団体保険扱い(スケールメリットによるお手頃な保険料)で継続加入することができます。

退職後の継続加入は任意のため、加入のご意向を確認させていただく必要があります。

早期退職や再任用満了を迎える方で手続きが未了の方は、次の書類を提出してください。

- 「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」  
「遺族支援保険」等に加入されている場合は、退職月の末日までに、所属所の共済事務担当課に提出してください。退職後、短時間勤務職員(短期組合員)となる場合は、退職者と同じ扱いとなるため、退職後の手続きが必要です。
- 「口座振替依頼書」  
退職後も引き続き加入される場合は、保険料の払込みが口座振替に変わるため、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」と一緒に提出してください。

### 注意事項

- 退職後も継続加入を希望された方のうち、「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」の合計保険金額が1,000万円超である場合は、2024年7月～8月のご案内時(退職後の翌年度の更新時)に「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」の合計保険金額を1,000万円以下となるよう手続きが必要です。
- 継続加入を希望しない場合でも、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」を退職月の末日までに必ず提出願います。
- 退職後制度へ移行(加入)する機会は、退職時の一回限りとなります。

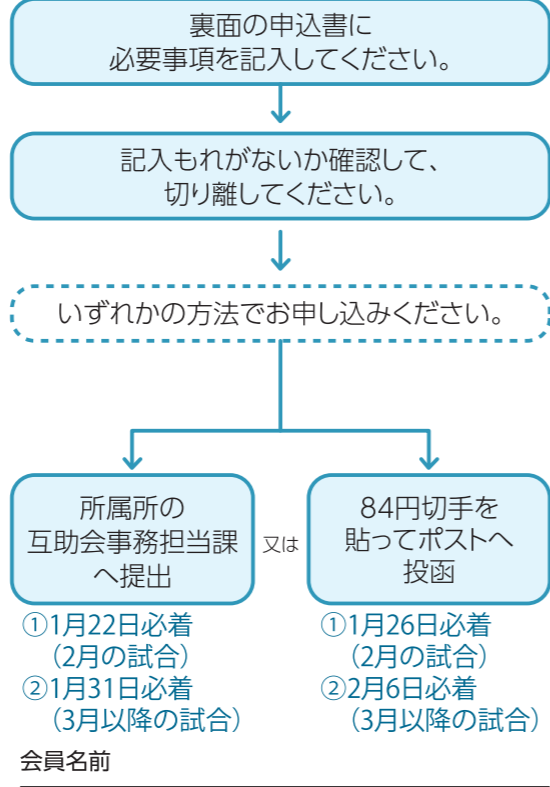
84円切手をお貼りください。

7300036

広島市中区袋町 3-17  
シシンヨービル7階

一般財団法人  
広島県市町村職員共済互助会 行

### 申込方法



## 退職後制度図



不測の事態(死亡・高度障がい)に備えて

病気・ケガによる入院・治療に備えて

【注釈】  
 ※1:「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。  
 ※2:「遺族支援継続給付」「遺族支援リレープラン」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢をむかえられた直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。更新日時点で満期年齢に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。  
 ※3:69歳で遺族支援保険を脱退した後、遺族支援プラス75のコース変更はできません。  
 ※4:「遺族支援継続給付」は、余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)  
 ※5:「三大習慣病保険」は、余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)

【ご注意いただきたいこと】  
 ※「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」「医療保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。  
 ※「遺族支援継続給付」「総合医療給付」「三大習慣病保険」については、配当金はありません。  
 ※「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」の継続は「遺族支援保険」もしくは「遺族支援プラス75」の加入が必要ですが、「遺族支援継続給付」については、単独での継続が可能です。  
 ※退職後継続は在職中からの加入が要件となります。  
 ※記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※制度内容についてはパンフレットをご確認ください。

【三大習慣病保険】  
 ・特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。  
 ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。  
 ・特定疾病保険金、死亡保険金又は高度障がい保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である三大習慣病保険(無配当特定疾病保障定期保険(II型))は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。  
 ・特定疾病保険金と死亡・高度障がい保険金とは重複しては支払われません。  
 ・健康キャッシュバック特約は組合員資格喪失と同時に消滅となります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎082-545-8886